

不服申立て事案答申第 257 号

不服申立て事案諮問第 286 号

件名：質問書に対する回答書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 2 月 7 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 21 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 2 月 7 日、審査請求人は A 警察署において、同人が令和 6 年 1 月 22 日に A 警察署長宛てに提出した質問書に係る「回答書」等の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、私は、令和 6 年 1 月 22 日 A 警察署長あてに質問書を提出しました。

そこで

- ① 私が提出した質問書
- ② ①の対応を決定するための決裁書
- ③ 回答書

（請求日現在 A 警察署で保管するもの。）

と記載されていた。

(イ) 開示請求に係る保有個人情報の特定

本件開示請求の対象となり得る文書の探索を実施したところ、A 警察署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（令和 6 年 1 月 24 日受理、整理番号：○）（以下、「取扱票」という。）が、令和 6 年 1 月 24 日に審査請求人から A 警察署に質問書が郵送で届いた際の対応状況が記載された書類であると判明したことから、同取扱票の内容を確認した。

審査請求人が発した質問書には、

下記のとおり質問しますので、令和 6 年 2 月 5 日までに文書で回答して下さい。

これまで数十回質問しましたが、一度も回答がありませんでしたので、今回は回答して下さい。

1 私は、令和 5 年 10 月 14 日、地域課警察職員 B と面談した。

私は、A 警察署の対応に不満があること、そのことを警務課に伝えるよう依頼した。

しかし何も反応なし。

私は、令和 5 年 12 月 10 日、地域課警察職員 B と面談した。

そこで、もう一度、警務課に審査請求人が不満に思っていることを伝えてくれるよう依頼した。

きちんと、説明することをもとめ、文書での回答を求めます。

2 私は、令和 5 年 8 月 9 日、8 月 30 日に貴職あてに、質問書、再質問書を提出しました。

これに対し、警察安全相談等・苦情取扱票（整理番号○）、弁明書（務住発 5118、5119 号）において、すべて回答済みとのこと。

私は、回答していただいた記憶がありませんので、「誰が、いつ、どのように回答したのか」文書で回答してください。

等と記載されていた。

そして、取扱票内に「対応済みであることから、申出者への文書での回答を行わないこととし、同封の封筒については、『同封の封筒については返送します』とのメモと共に返送することとする。」と記載されており、A 警察署長まで報告された上、所属長指揮事項欄に「了解」と記載され解決したものとされていたことから、当該質問書に対する回答書は作成されておらず、本件審査請求に係る保有個人情報は存在しないことを確認した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、本件決定通知書（令和 6 年 2 月 21 日付け務住発第 804 号）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

本件保有個人情報については、(1)ア(1)のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「私が提出した質問書が存在していて、回答書が存在しないのは不合理である。」と主張している。

しかしながら、当該質問書を受理した A 警察署においては、「文書での回答を行わない」との判断がなされていることから、回答書が作成されていないことは明らかであり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が処分庁に提出した令和 6 年 1 月 22 日付け質問書に対する回答書である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、審査請求人が提出した令和 6 年 1 月 22 日付け質問書の処理結果については、警察安全相談等・苦情取扱票（令和 6 年 1 月 24 日受理のもの）に記載されており、当該質問書の質問内容については、すでに審査請求人に対して対応済みであることから、文書での回答は行わないこととしたとのことである。

当審議会において処分庁から提出された警察安全相談等・苦情取扱票（令和 6 年 1 月 24 日受理のもの）の内容を確認したところ、申出の要旨及び受理時における取扱状況欄に「対応済みであることから、申出者への文書での回答は行わない」との記載があり、さらに所属長指揮事項欄に「了解」と記載されていることから、解決したものとして処理されていることが認められる。

これらのことからすれば、本件請求対象保有個人情報は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は令和6年1月22日A警察署長あてに質問書を提出しました。そこで③「回答書」(請求日現在A署で保管するもの)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 5. 9	諮問（弁明書の写しを添付）
6.11.11 (第243回審議会)	審議
6.12.16 (第244回審議会)	審議
7. 1. 29	答申